

マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 第5回口頭弁論と報告集会

●日時 2017年4月18日(火曜日) 11時00分開廷 (傍聴券交付予定ありません)

●場所 東京地方裁判所(裁判所合同庁舎) 1階 103号法廷(約100人傍聴可)
(所在地:東京都千代田区霞が関1-1-4)

●交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分
東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分

●スケジュール

10時45分 ミニ説明

・東京地裁103号法廷脇の待ち合わせスペースで期日前のミニ説明を行います。裁判で当事者席に着席したい方や、期日進行の見込みについて話を聴きたい方、ぜひおいでください。

11時00分 開廷

・直接、東京地裁103号法廷にお越しください。

・原告が被告国に対する主張「準備書面(2)」を陳述します。共通番号(マイナンバー)制度がプライバシー保護の国際的水準「Privacy by Design」に反し、基本的な安全性を欠いていることを、典型例を挙げて主張します。さらに住民税特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載することの問題点を指摘し、番号法の違憲性を主張する予定です。

期日後の報告集会

・期日後、となりの**弁護士会館 5階 502会議室**に移動して**報告集会**を開きます。

★裁判・報告集会は、どなたでも参加できます。約100人が入れる大きな法廷に空席があります。この問題に関心を寄せる方の参加を呼びかけます。

★手荷物検査に長い列ができる場合があります。時間に余裕をもって法廷にお入りください。

●お問い合わせ マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

電話03-3586-3651(東京合同法律事務所 担当弁護士:瀬川)

